

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	五戸町

五戸町鳥獣被害防止計画

令和 7 年 2 月 2 0 日作成

<連絡先>

担 当 部 署 名 五戸町農林課
所 在 地 青森県三戸郡五戸町字古館 2 1 - 1
電 話 番 号 0 1 7 8 - 6 2 - 2 1 1 1
F A X 番 号 0 1 7 8 - 6 2 - 2 2 1 5
メールアドレス norin@town.gonohe.aomori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、カルガモ、ノウサギ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、タヌキ、ニホンザル、アナグマ、テン、キツネ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	五戸町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	果樹（りんご、プルーン等） 野菜（とうもろこし）	424.5 千円、0.408ha
カラス	該当なし	—
カルガモ	該当なし	—
ノウサギ	該当なし	—
ニホンジカ	該当なし	—
アライグマ	果樹（シャインマスカット等）	61.5 千円、0.34ha
ハクビシン	果樹（シャインマスカット）	20 千円、0.05ha
イノシシ	野菜（ナガイモ、マルイモ） いも類（ジャガイモ、サツマイモ） 水稻	1275.4 千円、0.308ha
タヌキ	該当なし	—
ニホンザル	該当なし	—
アナグマ	該当なし	—
テン	該当なし	—
キツネ	該当なし	—
合計	—	1781.4 千円、1.106ha

(2) 被害の傾向

○ツキノワグマ	倉石地区及び浅水地区を中心に果樹や野菜の被害が増加しており、併せて各地から目撃情報が寄せられている。
○カラス	五戸町内において目撃情報はあものもの、被害は把握されていない。
○カルガモ	特に被害や目撃情報は把握されていない。
○ノウサギ	特に被害や目撃情報は把握されていない。
○ニホンジカ	五戸町内において目撃情報はあものもの、被害は把握されていない。
○アライグマ	町内の各地域で果樹の被害が確認されている。また、民家への侵入事例が報告されている。
○ハクビシン	町内の各地域で果樹の被害が確認されている。また、民家への侵入事例が報告されている。
○イノシシ	倉石地区及び浅水地区を中心に野菜や水稻の被害が急増しており、併せて各地から目撃情報が寄せられている。
○タヌキ	五戸町内において目撃情報はあものもの、被害は把握されていない。
○ニホンザル	五戸町内において目撃情報はあものもの、被害は把握されていない。
○アナグマ	五戸町内において目撃情報はあものもの、被害は把握されていない。
○テン	五戸町内において目撃情報はあものもの、被害は把握されていない。
○キツネ	五戸町内において目撃情報はあものもの、被害は把握されていない。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
ツキノワグマ	被害金額	424.5 千円	340 千円
	被害面積	0.408 ha	0.327 ha
カラス	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
カルガモ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—

ノウサギ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ニホンジカ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アライグマ	被害金額	61.5 千円	49 千円
	被害面積	0.34 ha	0.29 ha
ハクビシン	被害金額	20 千円	16 千円
	被害面積	0.05 ha	0.04 ha
イノシシ	被害金額	1275.4 千円	1020 千円
	被害面積	0.308 ha	0.247 ha
タヌキ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ニホンザル	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アナグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
テン	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
キツネ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
合計	被害金額	1781.4 千円	1425 千円
	被害面積	1.106 ha	0.904 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○ツキノワグマ 農作物被害発生及び民家や公共施設付近で目撃情報があった場合は、必要に応じて、警察、鳥獣被害対策実施隊と連携し、注意喚起や現地調査及びわなの設置を実施。 ○カラス 鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を実施。 ○ニホンジカ 民家や公共施設付近で目撃情報があった場合は、必要に応じて、警察、鳥獣被害対策実施隊と連携し、注意喚起や現地調査及びわなの設置を実施。	猟友会会員の高齢化や会員数の減少が進んでおり、担い手育成や捕獲体制の維持が必要である。 有害鳥獣の目撃や農作物への被害があっても、情報提供が得られないケースが増加している。

	○アライグマ 鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を実施。 ○ハクビシン 鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を実施。 ○イノシシ 農作物被害発生及び民家や公共施設付近で目撃情報があつた場合は、必要に応じて、警察、鳥獣被害対策実施隊と連携し、注意喚起や現地調査及びわなの設置を実施。	
防護柵の設置等に関する取組	○ツキノワグマ 町単独事業による侵入防止柵等購入費の1/2（上限5万円）の補助を実施。 ○カラス 町単独事業による侵入防止柵等購入費の1/2（上限5万円）の補助を実施。 ○ニホンジカ 町単独事業による侵入防止柵等購入費の1/2（上限5万円）の補助を実施。 ○アライグマ 町単独事業による侵入防止柵等購入費の1/2（上限5万円）の補助を実施。 ○ハクビシン 町単独事業による侵入防止柵等購入費の1/2（上限5万円）の補助を実施。 ○イノシシ 町単独事業による侵入防止柵等購入費の1/2（上限5万円）の補助を実施。 ○タヌキ 町単独事業による侵入防止柵等購入費の1/2（上限5万円）の補助を実施。	侵入防止柵等は被害軽減に効果的であるが、未設置の農地では被害が発生しており、設置の拡大が必要である。

生息環境管理その他の取組	放任果樹の除去や収穫残渣の適切な処分など、有害鳥獣を誘引しないよう農業者や町民に対する普及活動を実施。	
--------------	---	--

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害対策実施隊と連携し、ICT 機器（情報通信技術）を積極的に活用した効果的な捕獲活動を実施する。

関係機関と連携し、生息状況や被害状況の把握に努め、被害防止対策に活かす。

狩猟免許取得経費補助や侵入防止対策事業費補助を拡大し、実施隊員の確保や被害の軽減に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

青森県猟友会五戸支部及び倉石支部各猟友会員の協力により設置した五戸町鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲を行った。委嘱期間満了を迎えた隊員においては引き続き承諾をいただき委嘱する。

狩猟免許を所持している実施隊員は、鳥獣被害防止特措法第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置づける。

被害防止のためにわな又はライフル銃以外の銃器を使用した捕獲を実施するとともに、わなやライフル銃以外の銃器での捕獲が困難な場合には、鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の従事者によるライフル銃を使用したツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシといった大型獣の捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ツキノワグマ カラス カルガモ ノウサギ ニホンジカ アライグマ ハクビシン イノシシ タヌキ ニホンザル アナグマ テン キツネ	ICT 機器（情報通信技術）による効果的な捕獲活動を行う。 また、鳥獣を捕獲する担い手の確保に向けて、狩猟免許取得に係る経費の補助を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲を実施していく。

○ツキノワグマ

令和3～令和5年度の3か年の捕獲頭数は、13頭だった。

農林業への被害を防止するため、加害個体を捕獲することとし、8頭とする。

○カラス

令和3～令和5年度の3か年の捕獲羽数は、935羽（年平均約312羽）だった。

加害個体を確実に減少させることとし、捕獲数は400羽とする。

○カルガモ

水稻への被害を防止するため、被害地域や被害状況を考慮しながら、必要最小数の捕獲を行うこととする。

○ノウサギ

苗木への被害を防止するため、被害地域や被害状況を考慮しながら、必要最小数の捕獲を行うこととする。

○ニホンジカ

目撃情報が急増しており、令和4年度からは捕獲されるようになり、令和4～令和5年度の2か年の捕獲頭数は、8頭だった。農林業被害の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め、可能な限り捕獲する。

○アライグマ

目撃情報が急増しており、令和4年度からは捕獲されるようになり、令和4～令和5年度の2か年の捕獲頭数は、59頭だった。農作物被害も発生してきているので、可能な限り捕獲する。

○ハクビシン

目撃情報が急増しており、令和3年度からは捕獲されるようになり、令和3～令和5年度の3か年の捕獲頭数は、26頭だった。農作物被害も発生してきているので、可能な限り捕獲する。

○イノシシ

近年では町内における目撃情報が報告され、令和5年度には1頭捕獲されている。農作物被害も発生してきているので、可能な限り捕獲する。

○タヌキ

令和5年度から捕獲され、捕獲頭数は8匹だった。農作業への被害を防止するため、被害地域や被害状況を考慮しながら、必要最小数の捕獲を行うこととする。

○ニホンザル

農作物への被害を防止するため、被害地域や被害状況を考慮しながら、必要最小数の捕獲を行うこととする。

○アナグマ

農作物への被害を防止するため、被害地域や被害状況を考慮しながら、必要最小数の捕獲を行うこととする。

○テン			
農作物への被害を防止するため、被害地域や被害状況を考慮しながら、必要最小数の捕獲を行うこととする。			
○キツネ			
農作物への被害を防止するため、被害地域や被害状況を考慮しながら、必要最小数の捕獲を行うこととする。			
(過去の捕獲実績)			
対象鳥獣	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ツキノワグマ	２頭	５頭	６頭
カラス	３４８羽	３２６羽	２６１羽
カルガモ	—	—	—
ノウサギ	—	—	—
ニホンジカ	—	４頭	４頭
アライグマ	—	３６匹	２３匹
ハクビシン	５匹	１０匹	１１匹
イノシシ	—	—	１頭
タヌキ	—	—	８匹
ニホンザル	—	—	—
アナグマ	—	—	—
テン	—	—	—
キツネ	—	—	—

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
ツキノワグマ	８頭	８頭	８頭
カラス	４００羽	４００羽	４００羽
カルガモ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ノウサギ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
テン	必要最小数	必要最小数	必要最小数
キツネ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
①ツキノワグマ 捕獲手段：わな、銃器 実施時期：農林業被害の発生が想定される５月～１１月頃 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体や土地の所有者と協議し、２次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。 ②カラス 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く） 実施時期：４月から１０月 実施場所：被害が集中する収穫期等の前に過年度に被害が多く見られた地域で捕獲を行い、被害の軽減を図る。また被害が集中する期間にかけては、被害状況を調査の上、捕獲を実施する。 ③カルガモ 捕獲手段：銃器（ライフル銃を除く） 実施時期：４月から１０月 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、２次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。 ④ノウサギ 捕獲手段：わな、銃器（ライフル銃を除く） 実施時期：通年 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、２次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。 ⑤ニホンジカ 捕獲手段：わな、銃器 実施時期：通年 実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体や土地の所有者と協議し、２次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。 ⑥アライグマ 捕獲手段：わな 実施期間：通年 実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体や土地の所有者と協議し、２次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。 ⑦ハクビシン 捕獲手段：わな 実施期間：通年 実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体や土地の所有者と協議し、２次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。 ⑧イノシシ

捕獲手段：わな、銃器 実施期間：通年 実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体や土地の所有者と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。
⑨タヌキ 捕獲手段：箱わな 実施期間：4月から10月 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。
⑩ニホンザル 捕獲手段：わな 実施期間：通年 実施場所：目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体や土地の所有者と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。
⑪アナグマ 捕獲手段：わな 実施期間：通年 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。
⑫テン 捕獲手段：わな 実施期間：通年 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。
⑬キツネ 捕獲手段：わな 実施期間：通年 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
五戸町	なし（権限移譲済み）

4. 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ カラス ニホンジカ アライグマ ハクビシン イノシシ タヌキ ニホンザル アナグマ テン キツネ	電気柵 ワイヤーメッシュ柵 ネット柵 金網柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵 ネット柵 金網柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵 ネット柵 金網柵

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ カラス ニホンジカ アライグマ ハクビシン イノシシ タヌキ ニホンザル アナグマ テン キツネ	侵入防止柵を良好な状態で管理するため、定期的な草刈りやメンテナンスを行うよう設置者に対し助言、指導する。		

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ツキノワグマ カラス カルガモ ノウサギ ニホンジカ アライグマ ハクビシン イノシシ	放任果樹の除去、収穫残渣や廃棄した野菜を適切に処分するなど、有害鳥獣を誘引しないよう農業者や町民に対して注意喚起を行い、被害の防止に努める。

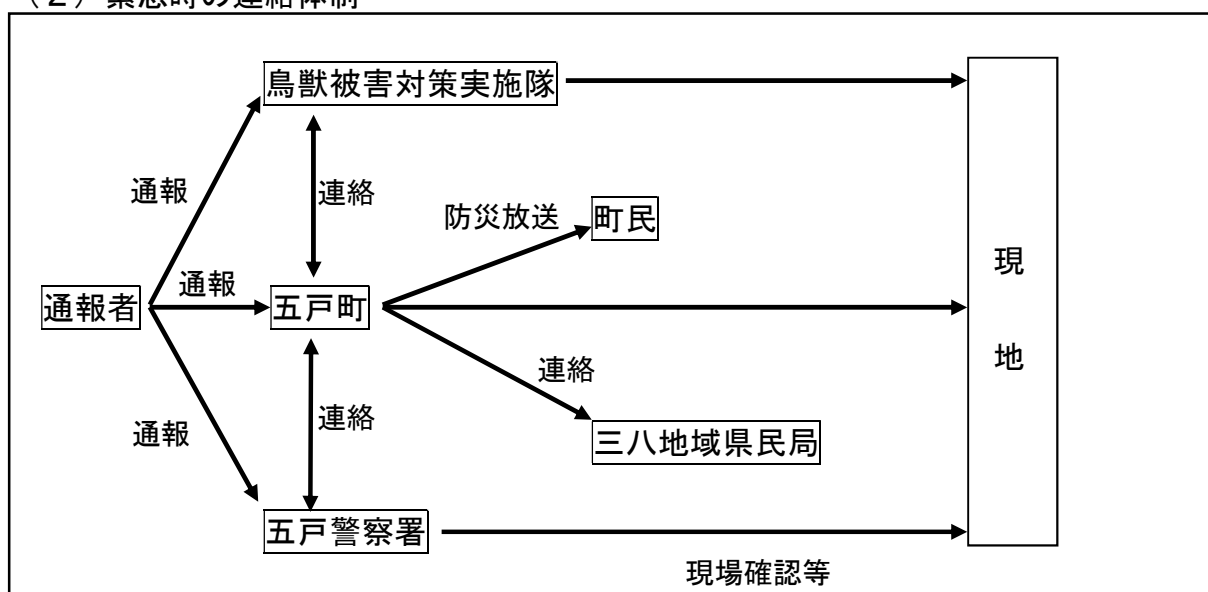
	タヌキ ニホンザル アナグマ テン キツネ	
--	-----------------------------------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
五戸町農林課	関係機関との連絡・調整、現地調査、町民への情報提供及び注意喚起
三八地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室・林業振興課）	被害状況の把握、管内市町村への通知、町と連携した対応を図る
青森県警五戸警察署	被害状況の把握、被害現場の統制・管理
五戸町鳥獣被害防止対策実施隊 （（一社）青森県猟友会五戸支部及び倉石支部）	現地調査、有害鳥獣捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理をした。なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、市町村廃棄物担当部局と連携して、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知した。また、五戸町鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣については、協議会の構成員である五戸町等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品等としての利用に適さない又は捕獲数が少なく安定供給できないので、上記7のとおり適切に処理する。また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	五戸町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
五戸町農林課	被害防止計画の策定及び実施、有害鳥獣捕獲業務の決定等
三八地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室、林業振興課)	有害鳥獣捕獲の専門的指導、助言等
青森県警五戸警察署	銃器等の取扱いに関する指導、助言等
八戸農業協同組合	農作物被害に関する情報の収集、提供等
五戸畜産農業協同組合	農作物被害に関する情報の収集、提供等
青森県鳥獣保護管理員	野生動物との共存に係わる指導、助言等
青森県猟友会五戸支部	有害鳥獣捕獲業務の実施等
青森県猟友会倉石支部	有害鳥獣捕獲業務の実施等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
三八地方森林組合	有害鳥獣の目撃等に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

五戸町鳥獣被害対策実施隊の設置
 実施隊員は、青森県猟友会五戸支部・倉石支部及び町内に在勤又は在住している者から選出し、構成する。
 実施隊を「五戸隊」「浅水隊」「川内隊」「倉石隊」の4つの隊に分けて、それぞれの地区ごとに捕獲等を行っている。
 設置日は平成25年4月1日。
 隊員数は41人（令和6年6月時点）。

五戸町鳥獣被害対策実施隊の役割

町長が指示する対象鳥獣の捕獲にあたる。
その他、鳥獣による被害軽減のために町長が必要と認める業務を行う

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に積極的に参加する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣が五戸町と近隣市町村との境周辺に出没する場合は、その隣接する市町村と連携し、必要な施策を講じる。